

## 「ご契約のしおり・約款」の一部変更について

このたび、「ご契約のしおり・約款」につきまして、2023年9月19日付で下記のとおり一部変更します（すでにご契約いただいている契約も含めます。）。  
なお、すでにご契約いただいている契約について、お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。また、本改定に伴う保険料の変更はありません。

### 記

- 「別表23-1通院」および「別表23-2通院」に定める通院の定義に「オンライン診療」および「電話診療」が含まれることを追記します（追記箇所は下線部）。  
自宅等で医師による「オンライン診療」または「電話診療」を受けたことで給付金の支払事由に該当した場合には、給付金のお支払の対象となります。

#### 別表23-1 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、別表21-1に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）において、外来による診察、投薬、処置、手術、その他の治療を受けることをいいます。（往診および静脈通信機器等を用いた診療を含みます。）

#### 別表23-2 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、別表21-2に定める病院または診療所および患者を収容する施設を有しない診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます。（往診および静脈通信機器等を用いた診療を含みます。）